

# 鳥取県協働型ボランティア促進事業交付金の事務手続きについて

## 1. 維持管理活動団体の募集 (草刈等3月末まで、歩道除雪10月末まで)

※事前に土木施設愛護ボランティア団体の登録が必要です。

## 2. 「協定」の締結 (草刈等5月末まで、歩道除雪11月末(目途)まで)

## 3. 維持管理活動の開始

※作業前、作業中、作業後の現場写真が必要です。

## 4. 交付申請提出 (県が指定する日まで)

※別紙提出先一覧に郵送又は持参してください。

## 5. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日(閉庁日は除く。)以内)

※この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。  
※事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

## 6. 維持管理活動の完了

※この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 7. 実績報告書提出 (事業完了から20日以内)

※事業完了とは、協定した維持管理活動がすべて完了した日となります。  
※実績報告書を別紙提出先一覧に郵送又は持参してください。

## 8. 「交付金の額の確定通知」の発行

## 9. 交付金の請求

※提出書類は請求書、口座振込依頼書、交付決定通知書写しとなります。

## 10. 交付金の支払い

※交付金の支払いには、請求書を受理してから2～3週間程度の期間を要します。

### 問い合わせ先

<資料提出等に関すること>  
別紙提出先一覧のとおり

<制度に関すること>

県土整備部 技術企画課 電話 0857-26-7808 (鳥取市東町一丁目220番地)

## 提出先一覧

## 問い合わせ先

| 活動場所等        | 問い合わせ先   |
|--------------|--|
| 鳥取市及び岩美郡     | 680-0061 鳥取市立川町6-176<br>鳥取県土整備事務所 維持管理課<br>(TEL 0857-20-3604 FAX 0857-20-3598)           |
| 八頭郡          | 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100<br>八頭県土整備事務所 維持管理課<br>(TEL 0858-72-3862 FAX 0858-72-3244)          |
| 倉吉市及び東伯郡     | 〒682-0802 倉吉市東巖城町2<br>中部総合事務所 県土整備局 維持管理課<br>(TEL 0858-23-3217 FAX 0858-22-0013)         |
| 米子市、境港市及び西伯郡 | 〒683-0054 米子市糺町1丁目160<br>西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課<br>(TEL 0859-31-9712 FAX 0859-33-4110)    |
| 日野郡          | 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1<br>日野振興センター 日野県土整備局 維持管理課<br>(TEL 0859-72-2046 FAX 0859-72-2092) |
| 鳥取港、田後港、網代漁港 | 〒680-0906 鳥取市港町8番地<br>鳥取港湾事務所<br>(TEL 0857-28-2432 FAX 0857-28-2485)                     |
| 境漁港          | 〒684-0034 境港市昭和町9-20 みさき会館2階<br>境港水産事務所<br>(TEL 0589-42-3167 FAX 0859-42-3169)           |

※ 支援制度の内容や提出様式は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページURL ⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/117321.htm>

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 県土整備部 技術企画課 (電話) 0857-26-7808